## 欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人		チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合			V
イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないものロ禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しないま			
者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等 (注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者ニ 暴力団の構成員等 (注2)			
<ul><li>2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人</li><li>3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人</li><li>4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、</li></ul>			
特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係 都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人			
イ 暴力	・ それぞれのほうに移うしないか確認し	県税事	務所、市町
1 役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無			
	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が		
	特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前		_
	1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務	有	・無
	を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無		
	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなっ		
	宗嗣以上の刑に処とられ、その執行を終わりた日文はその執行を支げることがなくなり た日から5年を経過しない者の有無	有	· 無
	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、		
	若しくは刑法 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若	有	・無
	しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わ	泪	· <u>/////</u>
	った日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者の有無		
	暴力団の構成員等の有無	——— 有	· 無
一   参り回り構成更もなられ			
2 認	定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・	いいえ
_ R/O		10.0.	V . V . / C
3 定	款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・	いいえ
- 7	AND THE WISH ME COLORD CO. CO.	10.0	0.0072
4 国	税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3		
	を経過しない法人	はい	いいえ
1 1	定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記 4 に係る所轄税務署長等から		
法社	で付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受	1-1-1-1	=
<b>→</b> *5	た滞納処分に係る納税証明書を添付すること(役員報酬規程等提出書には添付不要)	1911	・いいえ
TO THE PROPERTY OF THE PROPERT			
5 国	税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい	いいえ
	てのいずれかに該当する法人 		
	力団		いいえ
口暴	力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい	いいえ

## 注意事項は提出時には削除してく ださい。

## (注意事項)

- 1 「刑法 204 条等」とは、刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 3、第 222 条若しくは第 247 条をいい ます。
- 2 「暴力団の構成員等」とは、法第 12 条第 1 項第 3 号口に規定する暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含みます。) 若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいいます。
- 3 添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務 署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。また、従たる事務所 において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事又は 市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。